

外国人の人権尊重に関する実践事例

1. 基本情報

○都道府県名及び市町村名

長崎県長崎市

○学校名

長崎市立江平中学校

○学校のURL

<http://www.nagasaki-city.ed.jp/ebira-j/>

2. 学校紹介

○学級数

【通常の学級】全学年各1学級、【特別支援学級】1学級、【合計】4学級

○児童生徒数

【全児童生徒数】95人（平成28年10月21日現在）

（内訳：1年生37名、2年生23名、3年生35名）

○人権教育開発推進事業、人権教育研究推進事業実績（実施年度及び事業の別）

平成2年度 同和教育地域推進事業研究指定校（文部科学省指定）

平成5・6年度 同和教育地域指定推進事業研究指定校（文部科学省指定）

○学校の教育目標、人権教育に関する目標など

【学校の教育目標】

志を高くもち、夢の実現のために努力を続ける生徒の育成

【人権教育に関する目標】

（目 標）「支え合い高め合う仲間づくり」

（努力目標）「人権が大切にされた環境づくり」

「人権の視点に立った授業の充実」

「進路・学力保障への取組」

○人権教育に係る取組一口メモ

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を通して、個を生かした人間的ふれあいのある学級集団づくりと個の成長を目指す授業実践を行う。

○人権教育にかかる取組の全体概要

- 学校の教育活動全てを通じて実践する、系統性を重視した指導計画の効果的実践
 - ・ 小集団学習の実施
 - 全ての授業で、必ず小集団学習（ペア活動や班活動）を取り入れ、生徒相互が教え合うことを通して、信頼関係の構築に努めている。
 - ・ 学習規律（学習5原則）の統一
 - 「準備・挨拶・返事・話し方・聞き方」について、生徒会専門部活動（学習委員会）で協議を重ね、決定し、全ての教育活動で徹底している。元気のよい挨拶が行われており、学習に対して良い雰囲気が醸成されている。

・小規模校のメリットを生かした行事の実施

校外平和学習、長崎原爆の日（8月9日）の爆心地公園での平和学習、市中総体駅伝大会への全校応援、市連合音楽会での全校合唱等、小規模校のメリットを最大限に生かすことができる行事を行っている。全校生徒で活動することにより、相互を尊重する心や所属感、愛校心が芽生え、学校に対して愛着をもつ生徒が多い。

○ 生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

毎月、生徒会活動、生徒朝会の時間を設け、生徒の自主的活動を促す時間を設けている。生徒会活動は活発で、現在行われているノーチャイムも生徒総会で提案され、職員会議で承認されたものである。その他にも、生徒会企画で学年縦割りのレクリエーションを実施するなどの取組で、学年間の垣根がなく、全校生徒が非常に仲良く生活している。

○ 人権教育推進に関する点検・評価アンケートの教職員・生徒・保護者各層への実施及びその結果の分析活用

4月の職員研修会では、主に転入職員を対象とした研修会を実施し、人権教育についての共通理解を図っている。12月は人権教育を推進する月間とし、校長講話、人権集会、人権に関する講話、コース別人権学習などを実施している。また、その都度、教職員・生徒に事後アンケートをとり、点検・評価を行い、次年度に生かすようにしている。

また、毎月1回生徒への学校生活アンケートを実施するとともに、年1回生徒全員に対して教育相談を行っている。また、3学期には生徒、保護者、教職員に対して、学校評価アンケートを実施し、結果を公表している。

○ 家庭・地域との連携、校種間連携

本校校区内にある小学校と本校の3校のPTAと長崎市教育委員会との主催行事として、三校合同人権集会を毎年開催している（平成28年度で31回目）。また、本集会は、近隣の小中学校や地域にも公開しており、毎年多くの方々が参加している。また、打合わせ会では、集会の内容について話合うだけではなく、児童生徒の様子やPTA活動についても情報交換を行っている。

小中学校間の連携も活発で、4月には小中合同教員研修会を実施し、教員相互の交流を行ったり、「あいさつ・返事・聞き方」の3つについては3校共通で児童生徒に対して9年間を通して指導したりしている。

児童・生徒の交流としては、文化祭に2つの小学校の6年生を招待したり、校外平和学習では小学校6年生に対して本校2年生が被爆遺構の説明を行ったりして、入学後安心して生活できるような雰囲気づくりに努めている。

3. 実践事例の内容

本校では、直接的に「いわゆるヘイトスピーチの解消」に向けた特別な教育活動を行ってはいない。しかしながら、本校にはこれまで長年取り組んできた人権教育・平和教育の実践及び平成26・27年度長崎市教育委員会「国際理解教育」の研究指定を受けて取り組んできた実践がある。このような実践を通して、生徒は異文化・多文化に触れ多様性を理解するとともに、自分や自国を大切にするためには他人や他国も同じように大切にしなければならないと考えるようになってきている。このような生徒の変容が、いわゆるヘイトスピーチ解消のための素地をつくり、ひいてはあらゆる差別の解消を訴え、行動するようになるのではないかと考える。そこで、ここでは平成27年度に取り組んだ次の4つの取組について述べることにする。

【A イスラム教への正しい理解のための社会科授業】

【B 国際理解講演会】

【C 台湾の修学旅行団との平和交流】

【D 外国文化体験活動】

【A イスラム教への正しい理解のための社会科授業】

(取組のねらい、目的)

平成27年9月14日(月) 14:00~14:50、長崎市在住のイスラム教徒である御夫妻から、イスラム教を正しく理解し、イスラム教徒への偏見や差別を解消することを目的として話を伺った。

(取組を始めたきっかけ)

IS(イスラム国)の活動激化により、日本に住むイスラム教徒への偏見や差別が増大しているということを知った社会科教員が、授業の中にイスラム教徒の方をゲストティーチャーとして招き、直接話を聞く機会を設けた。

(取組の内容)

- ・VTRによるイスラム教徒の生活紹介
- ・ゲストティーチャーの自己紹介
- ・イスラム教についての説明
- ・ISについての説明
- ・最近のイスラム教徒への偏見と差別
- ・生徒からの質問への回答
- ・社会科教員からの補足説明



(取組の主体や実施体制)

3年社会科の授業で実施

(取組を実現するに当たって課題となったこと、及びそれに対して講じた工夫等)

イスラム教についての正しい理解とイスラム教徒への偏見や差別解消は今日的な課題であり、全生徒に聞かせたいという声が教職員からあがった。そこで、平成27年12月18日(金)に、御夫妻の知人である大学留学生を招き、全校生徒を対象とした人権集会で同様の話を伺う機会を設けた。

【B 国際理解講演会】

(取組のねらい、目的)

世界で活躍する人々を本校に招き、学年に応じた話や活動を行うことにより、国際的な感性（多文化への理解等）を育てることを目的として実施した。

(取組を始めたきっかけ)

平成26・27年度、長崎市教育委員会「国際理解教育」指定研究を受け、小規模校での国際理解教育の在り方について研究実践を行った。

(取組の内容) 平成27年度

月日、講師、内容	対象	様子
4月27日(月) 3校時 ・アガエス先生：フランス (長崎外国語大学講師) ・フランスの文化や言語について	3年	
4月27日(月) 5校時 ・マラ先生：ドイツ (長崎外国語大学教授) ・ドイツの食文化や文化について	1年	
5月1日(金) 5校時 ・大学医学部留学生：オランダ ・ライデン大学やオランダの文化について	2年	

(取組の主体や実施体制)

各学年、総合的な学習の時間で実施した。

(取組を実現するに当たって課題となったこと、及びそれに対して講じた工夫等)

日程調整や講演会のスタイル等、条件に合う講師を探すことに苦労した。また、話していただく内容についても生徒の発達段階を考慮しながら講師と協議しながら実施した。

【C 台湾の修学旅行団との平和交流】

(取組のねらい、目的)

台湾の中学生との交流を通して、異なる文化を身をもって感じるとともに、個別の会話により受容共生の意識、郷土愛、コミュニケーション力の重要性を理解させる。

(取組を始めたきっかけ)

長崎市文化観光部国際課の仲介により、「台湾からの修学旅行団と平和交流ができる中学校」ということで、取組が始まった。



(取組の内容)

・日 時：平成27年7月2日（木）13：30～15：30

・交流校：台南市立建興国民学校
(生徒25名・教師4名)

- ・内 容：①歓迎セレモニー
(両校長・代表生徒挨拶)
②全体でのレクリエーション
③校内視察
④江平中学校の平和学習の紹介
⑤3年生との個別交流
(含：プレゼント交換)



(取組の主体や実施体制)

①②は全校生徒89名、④⑤は3年生33名で実施した。

(取組を実現するに当たって課題となったこと、及びそれに対して講じた工夫等)

個別交流を行うときに、英語が共通の言語だと考えていたが、本校生徒の英語力が不足していた。しかし、戸惑いを感じながらも、生徒たちは、身振り手振りを交えてコミュニケーションを図り、最後には笑顔が見られた。



【D 外国文化体験活動】

(取組のねらい、目的)

異文化を体験したり、講師と触れ合ったりして、その国について理解するとともに国際交流は人を通しての交流であることを理解させる。

(取組を始めたきっかけ)

本校では平成26年度から、長崎市文化観光部国際課が実施している「外国文化体験出前講座」を利用し、文化祭の日の午前中に実施している。

(取組の内容)

- ・日 時：平成27年10月2日（金）9：40～11：20
- ・内 容：中国、韓国、イギリス、カナダの4コースで実施

コースと内容	様子
<p>中国コース</p> <p>講師：林 哲浩 (リン テツコウ)</p> <p>内容：・中国の文化 ・切り絵 ・中国の遊び など</p>	
<p>韓国コース</p> <p>講師：宋 炳天 (ソン ピョンチョン)</p> <p>内容：・韓国の伝統音楽・楽器 ・K-POP ・韓国の伝統的な遊び など</p>	
<p>イギリスコース</p> <p>講師：Sklar Sarah (スクラー・セーラ)</p> <p>内容：・イギリスの教育制度 ・中世の国王 ・イギリスの文化 など</p>	
<p>カナダコース</p> <p>講師：Melisa Ferrigno (メリッサ・フェリグノ)</p> <p>内容：・カナダの文化 ・カナダの食文化 ・調理実習 (クレープづくり) など</p>	

(取組の主体や実施体制)

全校生徒89名を縦割りにし、4コースで実施

(取組を実現するに当たって課題となったこと、及びそれに対して講じた工夫等)

前年度も実施したため、同じコースを希望する生徒や違うコースを希望する生徒がいて、振り分けるときにどのようにしてよいか迷う場面もあった。第1希望を優先させたが、人数をできるだけ均等にするために第2希望になった生徒もいた。

4. 実施する際に生じた課題及びその解決策

○ 取組を実施する際に生じた課題

講師の人選、講師と学校の日程調整、講師の交通費及び謝金、通訳の問題など、実施に際しては、さまざまな課題が生じた。

○ 課題に対する解決方法

講師との窓口を原則的に教頭とし、仲介者や講師本人との連絡ミスが起こらないようにし、できるだけ相手側の要望を受けるようにした。交通費、謝金を考慮し、公的な機関（市・国際交流員・大学・留学生）を活用した。

5. 実践事例の実績、実施による効果

○ 取組の実績

【学校評価から】

学校評価で、人権・平和教育に関する項目「生命や人権・平和を尊重する心が育っている」に対して、肯定的な評価の割合は以下のとおりである。

	生徒	保護者	教職員
H26年度	99%	81%	100%
H27年度	98%	81%	100%

生徒・保護者・教職員とも高い割合を示しており、一定の成果を得ているものと考えている。

【生徒の感想から】

- ・オランダの歴史や文化は日本と似ていたり、全然違ったりと聞いて楽しくなりました。日本にいたらなじみ深くてあまり気にとめていないものでも、外国から見たらめずらしく思うこともあり、いろいろな見方や考え方があって、面白いなあと感じました。(B 国際理解講演会)
- ・今日は台湾の方々と交流ができて、いろいろなことを学びました。台湾と日本で住んでいるところ、言語、文化、習慣は違いますが、つながって一つになれるのだと思いました。このような体験ができるのはあまりないので、大切にしていきたいです。(C 台湾の修学旅行団との平和交流)

・イギリスでは、高校は11歳から、ということがとても驚きました。そして、15歳から普通教科に加え、考古学や天文学、心理学などを学んでいるということが分かりました。イギリスの高校生はすごいなあ、と思いました。最後のクイズでは、全問正解だったので、少しはイギリスのことが知れたのかなと思いました。これから、世界中のいろいろな国のことをどんどん知っていこうと思いました。(D 外国文化体験活動)

【取組が効果を上げた実際の事例】

平成27年10月31日(土)に行われた「中学生英語スピーチコンテスト」で、本校2年男子生徒が国際理解教育をもとにした平和についての意見発表を行い、最優秀を受賞した。「VはVictory(勝利)のVではなく、Variety(多様性)のVだ」という主張に、本校がこれまで取り組んできた国際理解教育の成果が出ていると感じている。



【取組の実施から得られた知見・経験により改善を図った事項】

長崎市教育委員会の指定研究は平成27年度に終了したが、平成28年度も中国の修学旅行団との平和交流(C)や外国文化体験活動(D)は継続して実施している。受容共生の意識、郷土愛、コミュニケーション力は本校生徒にとって不可欠な能力だと考えている。

6. 実践事例についての評価

「5. 実践事例の実績、実施による効果」で述べたように、本校では、直接的に「いわゆるヘイトスピーチの解消」に向けた特別な教育活動を行っているのではなく、「国際理解教育」の視点で実践してきた。この実践を通して、生徒は異文化・多文化に触れ多様性を理解するとともに、自分や自国を大切にするためには他人や他国も同じように大切にしなければならないと考えるようになってきており、一定の成果があったと考えている。このような生徒の変容が、いわゆるヘイトスピーチ解消のための素地をつくり、ひいてはあらゆる差別の解消を訴え、行動するようになるのではないかと考える。

また、本校では、毎年、保護者や地域に「人権集会」を公開しており、人権集会での生徒代表の意見発表についても好評を得ている。

今後は、本校のこれまでの実践の成果を、学校における人権保障の最も基本となる「学力保障」にどのように生かしていくかが課題である。引き続き、人権教育・平和教育を本校の教育活動の大きな柱として位置づけ、本校の学校教育目標「志を高くもち、夢の実現のために努力を続ける生徒の育成」の実現に努めたい。